様式第十八号（第十一条関係）（平24環省令２・全改、平29環省令10・令２環省令９・一部改正）

（第１面）

産業廃棄物処理施設設置許可申請書

年　　月　　日

都道府県知事　　殿
（市　　長）

申請者
住　所
氏　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第１項の規定により、産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

産業廃棄物処理施設の設置の場所			
産業廃棄物処理施設の種類			
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）			
着工予定年月日			年　　月　　日
使用開始予定年月日			年　　月　　日
※許可の年月日			年　　月　　日
※許可番号			
産業廃棄物処理施設の処理能力			㎥／日（　）時間 ｔ／日（　）時間 ㎥／時間 ｔ／時間 面積　㎡ 埋立容量　㎥
△産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	産業廃棄物処理施設の位置		
	産業廃棄物処理施設の処理方法		
	産業廃棄物処理施設の構造及び設備		
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量	
		処理方法	

		（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）	
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値		
	その他産業廃棄物処理施設の構造等に関する事項		
※事務処理欄			

（日本産業規格　A列4番）

<table>
<tr><td rowspan="3">△産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項</td><td colspan="2">排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他産業廃棄物処理施設の維持管理に関する事項</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">△災害防止のための計画（産業廃棄物の最終処分場である場合）</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">焼却灰等、汚泥等、廃水銀等の硫化処理に伴い生ずる廃棄物又は廃石綿等若しくは石綿含有産業廃棄物の溶融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法</td><td rowspan="2">特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物</td><td>区　　分</td><td>自家処分　　委託処分</td></tr>
<tr><td>処分方法</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">特別管理産業廃棄物</td><td>区　　分</td><td>自家処分　　委託処分</td></tr>
<tr><td>処分方法</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">△埋立処分の計画（最終処分場の場合）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">△産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項</td><td></td></tr>
</table>

申請者（個人である場合）

（ふりがな） 氏名	生年月日	本籍
		住所

（法人である場合）

（ふりがな） 名称	住所

法定代理人（申請者が法第14条第５項第２号ハに規定する未成年者である場合）

（個人である場合）

（ふりがな） 氏名	生年月日	本籍
		住所

（法人である場合）

（ふりがな） 名称	住所

役員（法定代理人が法人である場合）

（ふりがな） 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

役員（申請者が法人である場合）

（ふりがな） 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

発行済株式総数の100分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の５以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の総数	株	出資の額	
（ふりがな） 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額 割合	本籍 住所

令第６条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

（ふりがな） 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所

備考

１　※欄は記入しないこと。

２　産業廃棄物処理施設の種類については、脱水施設、焼却施設、中和施設、最終処分場等の別を記入すること。

３　△印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。

⑴　産業廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

⑵　排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図

４　△印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

5　焼却灰等の処分方法は、令第７条第３号、第５号、第８号、第10号、第12号及び第13号の２に掲げる施設の場合に記入すること。
6　汚泥等の処分方法は、令第７条第４号、第６号及び第11号に掲げる施設の場合に記入すること。
7　廃水銀等の硫化処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法は、令第７条第10号の２に掲げる施設に該当する場合に記入すること。
8　廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法は、令第７条第11号の２に掲げる施設の場合に記入すること。
9　「法定代理人」の欄から「令第６条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
10　「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
11　都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄